

水産分野における産業管理外来種の管理指針案についての御意見とそれに対する考え方

1. 意見・情報の募集の実施状況
 実施期間：平成29年6月15日～7月14日（30日間）
 提出意見：49件（うち本案に関するもの44件）
2. 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>北海道はニジマスの養殖で生計を立てている方も多くいらっしゃいます。また、北海道にニジマスが移植されてすでに100年が経とうとしています。すでに生活に密接に関わり、また観光などを代表する産業にも深く関わっているニジマスを規制することには断固反対いたします。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われているニジマスの現在ある産業利用の制限を意図したものではありません。</p> <p>ただし、ニジマスの分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマスを利用する方におかれては、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。</p>
2	<p>水産分野のみで見た管理指針は、生物多様性に配慮した地方公共団体等各地域での取り組みに支障をきたす可能性がある。</p> <p>2.（1）について、情報収集に努めるとされているが、それをもって何をするか明記されていない。</p> <p>2.（2）について、適切な実態把握が行われていることが前提と思われるが、フィールドによって温度差があり、個別の性格判断は困難と思われる。</p> <p>地方公共団体や関係団体等による実態調査の実施義務や調査結果の一元管理によるデータ集積の体制等を明記する必要がある。</p>	<p>各地域の状況把握は、当該地域を管轄する都道府県が、漁業関係者や遊漁関係者及び研究機関等各主体と連携して取り組むべきものと考えています。</p> <p>国はこれらの情報を取りまとめ、指針「5. その他」により、各主体と連携して、水産分野における産業管理外来種を巡る状況の把握に努め、行動計画に基づき、適時、適切な管理のために、必要な対応を検討していくこととしています。</p>
3	<p>北海道在住の釣りを趣味にしている者です。100年以上前に国の政策で入れたニジマス。2014～2015年に北海道でも生物多様性保全条例をめぐりさまざまな動きがありました。2015年3月に国の特定外来種生物法において「産業管理外来種」に位置付けられました。産業的には必要と認識しております。内水面では漁協が少なく行政の鶴の一声で「特定外来種」に指定される可能性が有る北海道のニジマス。道外、海外からもネイティブなニジマスを求め来道されてます。これ以上ニジマスをどうしようとしているのでしょうか？駆除したいのでしょうか？その前にたくさんのサクラマスの稚魚(ヤマメ)にたくさんの税金で大量に放流シイワナが絶滅状態です。在来種のイワナを守るのが先決ではないでしょうかね。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われているニジマスの現在ある産業利用の制限を意図したものではありませんし、駆除を目指すものでもありません。</p> <p>ただし、ニジマスの分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマスを利用する方におかれては、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応</p>

		されるよう、十分な周知を図ってまいります。
4	<p>北海道においては、特にニジマスに関して既に定着し生態系の一部を担っている地域があり、その地域において経済的な貢献度も非常に高く地域の知名度にも大きく貢献していると考えられる。このような地域を明確に区別し放流活動を積極的に行い、またそうでない地域については徹底的に規制をかけて管理をする事が必要だと考えられる。また遊漁に関してはライセンス制を導入しその収益を在来種の保護増殖や放流活動の資金として運用してはいかかでしょうか、また在来種を保護する観点から思うに外来種により駆逐され生息数が減少する事より、河川環境の崩壊によりそもそも生息する環境に問題があると思われ、降海型の在来種においては漁業による混獲により一網打尽になっている現状も含め保護規制を行わなければいけないと考えます。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々なので、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>
5	<p>基本的な考え方 ニジマス等については、記載の通り水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献しております。在来種ではないことから、管理が不十分で管理地外に流出した場合は当該流域の生態系に影響を与える可能性が否定できないことも理解できます。 そのため外来種リストの利用上の留意事項の「これ以上の分布拡大をしない」に沿った管理とする必要性も理解できます。 しかし、ニジマスの生態上、生息環境は22度以下の冷水域かつ酸素が豊富で水質も良好であることが必須です。そのため、日本においては北海道のほぼ全てとなる72水系で定着が確認（「北海道ブルーリスト2010」による）されていますが、本州以南の河川では概ね定着が確認されておりません。本州以南においては、定期的な放流を行うことでニジマス等の資源の維持をしているのが現状です。これは、ニジマス類に限らず、イワナ、ヤマメといった類のものも、自然繁殖だけで資源を維持できている場所は少なく、特にイワナの放流においては、種の混雑による生態系に影響が懸念されています。 これらのことから、北海道と本州以南を同一で検討するのは状況が違いすぎるために問題が多くありますので、別途で検討すべきだと思います。</p> <p>主な主体の役割と具体的な取組 漁業関係者 漁業協同組合 産業管理外来種の放流を実施する際に、在来種の繁殖保護にも留意することは当然だと思います。しかし、ニジマスやブラウントラウトの降海については、北海道の一部地域で確認されていますが、本州以南では皆無に近い状況であり、想定はしておかなければならない事項ではありますが、現時点では降海の実績や海洋での生態の解明が進んでいませんので、特に本州以南で情報収集に努める必要があるかは疑問に感じます。</p> <p>養殖業者 産業管理外来種が逸出しないように努める必要性、生態販売時に私的放流</p>	<p>「基本的な考え方」につきまして、ニジマスは北海道の多くの河川で定着しているものの、本州以南では定着出来ないとの見解がありますし、現在の資源量は第5種共同漁業権に基づく放流によって維持されているとの意見があることも承知しています。</p> <p>一方で、本州でも、漁業権に基づく放流履歴がない河川で再生産が確認（あるいはその可能性が指摘）されている事例があるところであり、適切な管理がなされないで生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、慎重に取り扱うことが必要です。</p> <p>このため指針では、水産分野における産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理しています。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々なので、その利用を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p> <p>ご意見にあるような「北海道と本州以南を同一で検討」することを目指すものではありませんので、その旨が明確になるよう追記することと致します。</p> <p>「降海魚」の存在につきましては、ブラウントラウトは過去に津軽海峡で採捕された報告があります。ニジマスやブラウントラウトは降海して他の河川に生息域を拡大する能力を潜在的に有していますので、ニジマスやブラウントラウトを利用する者におかれては、当該魚種を放流した場合には、当該放流場所から降海魚の存在を含む移動に関する情報の収集に努めていただく必要があると考えています。</p> <p>第5種共同漁業の増殖義務につきましては、その当事者は漁協であ</p>

に利用されることがないように確認する必要性は理解できます。

遊漁関係者

公有水面において、当該公有水面を管轄する都道府県や関係する共同漁業権者の承諾を受けた上で産業管理外来種を放流するのであれば、前項漁業協同組合の活動を補助するものとなりますので、認可すべきではないかと思えます。

管理釣り場の管理者及び経営者

産業管理外来種が逸出しないように努める必要性、私的放流の端緒となる蓋然性の高い生体の持ち出し防止については理解します。管理釣り場が河川に設置され、当該河川が第5種共同漁業の免許を受けている場合、同一河川への逸出をしたとしても前項漁業協同組合の産業外来種の放流義務を補う形となるので、産業管理外来種が逸出しないように努める必要性を除外すべきではないかと思えます。また、管理釣り場の立地環境が、夏場に水温の上昇や水質の悪化等で、一般的に産業管理外来種が生息できない状況に陥る場合も、産業管理外来種が逸出しないように努める必要性はあるものの、基本的な考え方にあるような「これ以上の分布拡大をしない」に適合するので逸出管理の程度を考慮すべきだと思います。

都道府県・内水面漁場管理委員会

特に異論はありません。

試験研究機関

特に異論はありません。

公的規制による対応

中善寺湖のように地域産業として根付いている地域実情を考慮するのであれば、分布拡大防止のための移植禁止に基本的に異論はありません。

新たな利用の取扱い

基本的な考え方としての「これ以上の分布拡大をしない」ために、個別の状況に照らし合わせた上で是非を検討するのであれば、第5種共同漁業の新たな免許の認可を行わない方針は特に問題ないと思えます。北海道を除き、自然繁殖をすることは稀ですが、過去に各地において地域経済の活性化の一翼を担った経緯も多々見られ、過疎化した地域の町おこしの一環としてニジマス等の活用は期待できます。北海道においては、在来種との問題も特に大きいと思えますが、ゾーニングの概念を取り入れ柔軟な対応をしていただくことを望みます。

その他

状況の推移を見据え、適宜必要な対応を取ることは大切だと思いますので、特に異論はありません。ニジマス類は、水温や環境の変化に弱く、本州以南では定着する例も少ないため、一時的な分布の拡大は見られても、在来種に与える影響は軽微と

り、毎年、目標増殖量を定めて放流等を行っています。このため、当該漁場で遊漁関係者が放流を行う場合、漁協はその実態を把握する必要があります。また、外来種リストの利用上の留意事項の「これ以上の分布拡大をしない」に沿った管理も求められますので、その対策として、遊漁関係者は漁協や都道府県への相談、水産試験場等研究機関の助言という手続きを踏む必要があると考えています。

「管理釣り場の管理者及び経営者」につきましては、自己が管理する施設から産業管理外来種が逸出しないよう取り組んでいただく必要があると考えています。

	<p>思われます。逆に地域経済の発展に貢献することも見られ、多くの漁業協同組合において第5種共同漁業の免許で承認されております。内水面において、地域における貴重な収益元ともなり、利用量の抑制や代替性がない大変貴重な種です。管理をするのは大切なことだと思いますが、必要以上の規制は様々な弊害を伴いますので、地域や状況等を十分に考慮して対応をしていただきたいと思います。</p>	
6	<p>本道では、にじますを対象魚種とする漁業権が6件（共同漁業権2件、区画漁業権4件）免許されているなど、内水面漁業においてにじますが利用されている実態にあるが、本道における内水面は膨大な数・面積であり、また漁業権が免許されている水面はこれらに比してごくわずかであるため、完全な把握は非常に困難である。</p> <p>また、ブラウントラウトについても生息情報もたらされ、道南の一部河川では地元市町村や関係漁協等が駆除を行っているなど対策が講じられているが、上述の事情により道内全域における生息状況は不明である。</p> <p>このため、管理指針案2(3)3で「(略)知見の更なる把握に努める。」としているが、相当規模の追加的な財源措置がなければ、本道のニジマス及びブラウントラウトの分布・生態等に関する知見の把握は極めて難しい状況となっており、本指針策定にあたっては、本道の実情をお汲みいただきたい。</p>	<p>本指針は、水産分野における産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>地方自治体におかれては、地域の外来種対策の推進に取り組んでいただけるよう期待しており、対象魚種に関する知見を集積していただきたいと考えていますが、その際には、漁業関係者や研究機関のみならず地域の事情に詳しい団体や遊漁関係者など幅広い主体と連携する等の工夫が必要と考えています。</p>
7	<p>産業管理外来種（ニジマス・ブラウントラウト・レイクトラウト）は、第5種共同漁業権で許可を受けている漁協も有り、また、日本は非常に南北に長く、太平洋側と日本海側では気候の違いもあり漁業環境は一律とはなりません。その環境の状況で一元的に規制することは、不公平かつ国民の不利益になると思います。</p> <p>理由 産業管理外来種のニジマスと北海道に絞って意見を述べさせていただきます。</p> <p>ニジマスは外来魚ですが、北海道の厳しい環境の中で命のリレーを繰り返して繋いできました。</p> <p>富国強兵・食糧難・つまり人間の都合で移入増殖され、人間の都合で外魚扱いされてしまったのは、人間のおごりではないでしょうか？</p> <p>外来魚であろうと生きる権利が、種を繋ぐ権利があります。</p> <p>まして移動手段が多様化する昨今、はたして種に明確な境界線など存在するのでしょうか？</p> <p>私が住む山形県では漁業権魚種に指定され、放流増殖・養殖業も行われています。</p> <p>北海道在住でない私が一言申し上げたいのは、私がワイルドトラウトの桃源郷北海道に憧れを持っているからです。いつの日かロッドを持って遊びに行きたいのです。そして、北海道のトラウトに遊んでいただき北海道の良さを地元山形に持ち帰りたいのです。事実、私の山形県在住の釣り仲間には毎夏ツアーを組んで北海道に1週間から2週間ほど釣り行脚に出かけます。そんな仲間を羨ましく思い決して妬まず、いつか私も行く事を夢見、そして励みに日々を送っているからです。</p>	<p>ニジマスは、ブラウントラウトやレイクトラウトとともに、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等の被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>その上で、産業管理外来種を巡る情勢は様々なので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p> <p>ご意見のような「一元的な規制」を目指すものではありませんので、その旨が明確になるよう追記することと致します。</p> <p>なお、ご意見にある「指定外来種への指定」が何を指すものか承知しませんが、いずれにせよ、本指針は新たに何らかの指定を行うことを意図するものではありません。</p> <p>また、在来種の減少には様々な要因が関係しているものと考えられますが、一方で、ニジマスの分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマスを利用する方におかれては、「利用上の留意事項」に沿って、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。</p>

	<p>北海道のニジマスはすでに観光・レジャー資源として欠かせません。もし、ニジマスが指定外来種に指定された場合、中、長期的に北海道の経済的ダメージは非常に大きいと思います。また、在来種や固有種の減少は外来種の影響ではなく、森林伐採、ダム、河川のバイパス化など人間の営みをもたらしたことが最大の原因であることは釣り人ならずともわかることです。たとえニジマスが指定外来種に指定され駆除されたとしても在来種が蘇ることはないでしょう。逆に自然環境の番人（一部にはそうでない釣り人もおりますが）でもある釣り人が減少することで乱開発が進むことを危惧しています。</p> <p>ニジマス指定外来種に指定する前に、森林伐採・ダム・河川のバイパスなどをもとの状態に復元することが先ではないでしょうか。</p> <p>北海道とニジマスに絞り意見申し上げましたが、この事は中禅寺湖・冬季間のニジマス釣り場など、日本全国に当てはまる事だと思いますので、安易に規制することなく案をまとめて頂きたい。</p>	
8	<p>産業管理外来種とは、どのようなものであるのかを一般国民にわかりやすく周知することに今後も継続的に努めてほしい。そもそも生態的な観点で悪影響を及ぼすというふれこみで外来魚の駆除等を行っていることが多いわけだが、産業的に有用であれば、生態的な観点はある程度さておいても良いものなのか？生態系への悪影響と、産業での必要性とのバランスによって、この「産業管理外来種」という枠組みにニジマス、ブラウン、レイクは収められていくのだと思うのだが、その極めて人間社会中心的な現実的なさじ加減を、たとえば子どもにも教えるのはとても難しい。逆に言うならば、現在、特定外来生物等に対して行われている駆除について、「悪いやつだから」という印象をもって子どもたちや無知識な大人たちを誘導することは、この問題を前向きに動かしていくうえでの障壁になっているように感じる。その点をクリアに、わかりやすく、一般国民に伝えて行く努力を継続的に行ってほしい。</p>	<p>ニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトは、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理について、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>これらの魚種は生息域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、今後とも、産業管理外来種に関する正しい理解の普及促進に向けて取り組んでいく所存です。</p>
9	<p>本町は観光振興の一環として、町内を流れる渚滑川にて長年釣り振興策を進めニジマスの放流を実施してきました。近年川の釣りは男性だけのものから、女性も増えだして楽しむようになってきています。本町にはここ数年徐々に多くの釣り人が来るようになってきました。これはルールとマナーについて、協力とお願いではありますが、独自に制定し進めてきています。これに伴って釣り人は本町における河川は、安心安全で、魚がよく釣れるとの情報発信が進み、ここに来てさらに受け入れられたものと考えています。しかしまだキャッチアンドリリース区間の渚滑川においても魚を殺して持って帰る輩もいます。ですから当然魚は減りますので、その分の補充程度に放流を続けているところです。このたび「水産分野における産業管理外来種の管理指針」なるものが制定されようとしておりますが、この中で原則産業管理外来種の放流は自粛するとあり、北海道の釣り人等が、独自にマスを増やすために日夜努力して確立してきた北海道の釣り風土を根底から排除していくものと思えない重いのと考えています。特に本町は行政が観光事業として進めてきたものであり、今まで相当の人とお金をかけて進めた結果、やっと軌道に乗ってきたところで、このよう</p>	<p>本指針は、水産分野産における産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々なので、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p> <p>市町村や観光協会による第5種共同漁業権に基づかない形で行われてきている放流につきましては、遊漁関係者の項目で記載していますとおり、その利用の継続は地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>

<p>な内容のものが制定されますと、今までの努力が水の泡となってしまうことが考えられます。管理指針を制定をするのであれば、北海道は特に河川ごとに検討していただくことが必要と考えます。また、自粛させて、放流等を一切させないということになれば、生態系の保護のみを強化するだけでなく、そこにいる魚たちを守る意味で、キャッチアンドリリースは当然であり、ルールを全く無視する釣り人に対しての罰則などを課すことができる規定などを当該の行政に対して与えることの検討も必要ではないでしょうか。ニジマスは在来魚種を釣り人から一部守っていることもあります。</p>	
<p>10 意見1) 2. 主な主体の役割と具体的な取組 遊漁関係者 について</p> <p>記述「公有水面における産業管理外来種の放流は自粛」は、水産基本計画の主旨に反している。内水面漁業振興法の理念にも反している。水産基本計画には、「内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者と地域住民等が連携して行う内水面に係る生態系の維持・保全のための活動等の取組を支援する。」とある(P.25)。</p> <p>内水面漁業は、漁業者はもとより地域住民、遊漁者の連携があって成り立つと水産庁は明言している。ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトは内水面漁業経済の要となっている重要水産魚種である。とりわけニジマスは過去130年以上も国策で増養殖がすすめられてきた最重要魚種のひとつである。現在、全国各地で漁業、地域おこし、イベントなどでニジマスの放流が行なわれており、人気が高い。他魚種への代替性はない。</p> <p>水産基本計画の理念にのっとれば、三魚種の内、少なくともニジマスを生産者、漁業者、遊漁者、地域住民をつなぐ代替性のない重要な水産資源として、今まで以上に利用していくべきことは、水産行政が選択すべき方向性として自明である。</p> <p>しかるに、指針で「公有水面における産業管理外来種の放流は自粛」と示すことは、「原則として」という断り書きを入れるにせよ、漁業者と地域住民等が連携して行うはずの、あるいは現に行なっている、内水面多面的機能の発揮のための取組みの妨げとなる。内水面漁業の維持と振興を阻害する。</p> <p>「遊漁関係者は、原則として、公有水面における産業管理外来種の放流は自粛する。」の削除を求める。</p> <p>意見2) 2. 主な主体の役割と具体的な取組 遊漁関係者 管理釣り場の管理者及び経営者 について</p> <p>「管理釣り場の管理者及び経営者は、当該釣り場施設から産業管理外来種が逸出しないよう努める」とある。しかし、日本国内の管理釣り場のほとんどは、上記の対策をとり得る環境にない。実効性の伴わない指針は無意味である。当該箇所の削除を求める。</p>	<p>産業管理外来種は、平成27年3月に策定した「外来種被害防止行動計画」と「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」として整理された概念であり、法令に基づくものではありません。</p> <p>産業利用されているものの中でもニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトのような侵略性を有する外来種については、適切な管理がなされないと生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、慎重に取り扱う必要があります。</p> <p>このため、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、「我が国の生態系等の被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ、管理指針として整理したところです。</p> <p>利用上の留意事項は「これ以上の分布拡大をしない」としており、そのような観点から、「遊漁関係者」におかれては、無秩序な放流による生態系等への被害防止を図るため、遊漁者による公有水面での放流については、原則として自粛をお願いすることとしました。今後は、遊漁者がこのような放流をする場合には、まずは地元都道府県等に相談していただくようお願いします。</p> <p>また、「管理釣り場の管理人や経営者」におかれては、これ以上の分布拡大をしないよう、逸出防止に取り組んでいただきたいと考えています。</p> <p>指針「4. の新たな利用の取扱い」の趣旨は、利用上の留意事項に照らし、既存の漁業権漁場において第5種共同漁業権の対象魚種として産業管理外来種を新たに追加する等、水産分野における産業管理外来種の分布域の拡大を招く可能性のある利用に繋がるような第5種共同漁業権の新たな免許は行わないことが望ましいとしたところです。</p> <p>ご意見にある「現存する漁業権の切り替え時」においては、水産分野における産業管理外来種を巡る情勢の推移の他、産業管理外来種に関わる各主体によるこれからの取組等を踏まえ、産業管理外来種の分布</p>

<p>意見3)</p> <p>4. 新たな利用の取扱い について</p> <p>記述「第5種共同漁業の新たな免許（既存の漁業権漁場において第5種共同漁業の対象魚種として産業管理外来種を追加する場合を含む。）は、行わないことが望ましい。」は、ニジマス、ブラントラウト、レイクトラウトへの漁業権の認可を阻害する。現存する漁業権の切り替え時にもマイナス要因となり、漁業権者数、漁業者数、遊漁者数を減少させる。ただでさえ衰退傾向にある内水面漁業の崩壊に直結するもので、認めることはできない。4. 新たな利用の取扱いは、水産基本計画および内水面漁業振興法へ明らかに反している。水産業の維持・振興・発展を大義とする水産庁の背信行為である。漁業権にもとづく増殖で、遊漁・観光目的で、ニジマスの成魚放流が各地で行なわれている。これらの放流成魚は放流直後にほとんど釣りきられている。河川に放流されたニジマス成魚が生き残って自然繁殖する可能性は、ほとんどないことを示す水産研究論文が、複数発表されている（加藤憲司など）。ニジマス放流をこれまで通り継続しても、在来種の生息に影響を与える可能性は低い。</p> <p>「4. 新たな利用の取扱い」の削除を求める。</p> <p>意見4)</p> <p>1. 基本的な考え方 について</p> <p>4.26「意見交換会」で、「産業管理外来種は内水面水産業の振興に資するか」という質問に、「水産庁は漁業振興をやっているし、産業管理外来種も漁業権の中でしっかりやっていく。」という主旨の回答があった。施策が機能しているのであれば、内水面漁業は現在の凋落傾向にない。猛省を求める。水産庁漁政部企画課「内水面漁業の振興と漁業をとりまく環境の変化に関する研究」（水産経済研究No.54）は、内水面漁業の衰退を指摘して「遊漁者離れを防ぐ（中略）取り組み方が求められる。」とある。今回の指針はこれに大きく反している。意見1）、意見3）に示した通り、指針は水産業の維持・振興・発展を阻害する。水産庁が水産業の敵に回っている。漁業協同組合、養殖業者、遊漁関係者、管理釣り場の管理者及び経営者から支持をえられない。</p> <p>種苗放流主体の増殖を軸とした内水面漁業の有り様が生物多様性の観点からは問題視されるだろうと、1980年代から継続して指摘されている（『フライの雑誌』誌、『魔魚狩り』水口憲哉2005）。生物多様性と水産との関係性を整理しないままに放置してきた結果が現在だ。対応に苦慮するのは当然だ。今からでも遅くない。もう一度水産の本分に立ち戻り、世論を形成し、法令にもとづく新しい概念である産業管理外来種を水産的に適切に扱う指針を提示してほしい。</p>	<p>域の拡大を招く可能性のある利用に繋がるものではないことを考慮しつつ検討されるべきものと考えています。</p> <p>内水面漁業の振興において、漁業者及び遊漁者の減少を防ぐことは重要な課題です。そのために、我が国の内水面漁業において重要な魚種であるニジマス等について生態系等への影響のバランスを考慮しつつ活用する必要があります。このようなことを通じて、内水面に係る生態系の維持と保全を考慮し、適切な管理と利用を行うことは、国民の理解を得た内水面漁業の維持と振興を推進する水産基本法等の理念に沿うものと考えています。</p> <p>内水面漁業の維持と振興にあたっては、引き続き、内水面関係者のご意見も伺いながら関連施策を進めていくとともに、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
<p>11 私らは北海道在住ですので、北海道のニジマスの問題を書かせていただきます。</p> <p>ニジマスの自然繁殖が進み世代交代が続いて居る北海道の場合、内地のニ</p>	<p>ニジマスは、ブラントラウトやレイクトラウトとともに、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体</p>

ジマスとは歴史も状況も違いますから、ニジマスという一律の括りは無理があると考えます。

在来種が減少した理由のいちばん大きな理由はヒトによる在来種の生息環境破壊です。そして破壊された場所にでも棲むことが出来るのがニジマスです。以前に北海道庁が行った生物多様性の保全に関する条例で、ニジマスの指定反対署名活動では短期間に2万5千人を超える署名が集まりました。この署名活動に関わりましたが、署名用紙と共に多くの方からの手紙が同封されていました。もちろんニジマス釣りをする方からの手紙も多かったのですが、釣をしない人、父が釣っていた、祖父が釣っていたという方々などからのニジマスへの思いの手紙も多く含まれていました。ニジマスはもう100年近く前ですから北海道の多くの河川に放たれ棲息していますし、ですから多くの道民に長く親しまれてきた魚なのです。もちろんニジマスは外来種で移入種ではありますが、帰化種と呼べる状況だとも思います。

道内だけでなく国内ではワカサギがあちこちに放流されて遊漁に利用されています。自然分布の生息域からはるかに離れた場所で、ほぼ日本全国と行って良いほどに放流されていますが、つまりほとんどが移入種です。同じように釣り人に好かれているワカサギが問題にならなくてニジマスを問題にするならば、これは自然科学上での移入種の問題ではないはずです。シーズンの間に道外から北海道へニジマスを釣りに来る人の数はかなりになります。またニジマスを釣りたいがために道内に移住してきた方も沢山います。釣り竿や釣り道具の製作や販売に携わる人も沢山いますし、ニジマス釣りのガイドの方も何人もいます。さらにニジマス釣りの人を相手にした宿泊業、飲食業、データこそありませんが北海道の地域経済にニジマスが及ぼしている良い影響は計り知れません。

北海道の場合はニジマスの遊漁としての漁業権を持つところは僅かですから、そういう意味では管理者はおらず無秩序、無法状態であることは確かです。ですから水産庁のやるべきことは、今回のような反ニジマスの指針案ではなく、北海道の地域振興に欠かせないニジマスを、在来種の保蔵を図りながらもどう利用していくか、どう管理していくことが出来るか、を考え進めることだとも思います。

現在ニジマスが生息していない場所は原則今後は放流禁止にすべきでしょうし、在来種の保全のために放流禁止にする場所も必要でしょう。場合によっては駆除も必要かもしれません。逆にニジマスが定着して地域振興に役立つ場所、すでに生態系に組み込まれてより多様な生態系が出来上がってしまっている場所では、ニジマスを管理しながら積極的に利用する方向性を打ち出すべきです。釣り人の自主的な放流を認めながらもコントロール出来るようにすることなど、地域や河川ごとのゾーニングの方向を明確に打ち出していけば、北海道の釣り場の価値を上げることに繋がりますし、これが地域振興になるのだとも思います。ニュージーランドやイエローストーンでもニジマスは移入種、外来種ですが、地域観光にどれだけ役に立っていることか、これを例に考えていただきたいとおもいます。

水産資源を利用した地域振興などは水産庁の管轄なはずなのに、ニジマスの利用停止に繋がりがかねない今回の指針案はこれが水産庁のやる事なのかと驚いていますし、地方振興とは正反対の地方衰退への原因のひとつにな

による取組の基本的な考え方について、「我が国の生態系等の被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、決して「反ニジマスの」なものではありません。

その上で、これら魚種を巡る情勢は様々なので、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えております。ご意見のように「北海道と内地のニジマスを一律に括る」ものではありませんので、その趣旨が明確になるよう追記することと致します。

ただし、ニジマスの河川での分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマスを利用する者におかれては、前述の「利用上の留意事項」に沿って、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。

また、本指針案では、第5種共同漁業権に基づかない形でこれまで放流等が行われている場合においては、その利用の継続に関しては地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。外来魚を活用した各地の地域振興策の実施を含め、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図るとともに、都道府県からの具体的な相談に積極的に対応してまいります。

この度の指針案の作成に当たり、水産庁では都道府県、漁業関係者、遊漁に関わる公益法人やメディア、研究者及び市民・遊漁者と意見交換を行った上で、今般、パブリックコメントに諮り、広く意見を募集することとしたところです。

	<p>りかねず危惧しています。 北海道の地域経済に大きな影響を与える指針案なのに、意見交換会を北海道で開かなかったのも問題があったと考えています。</p>	
12	<p>水産分野における産業管理外来種の管理指針拝読させていただきました。「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」に国土交通省の方々をお入れになってはいかがでしょうか？在来種の繁殖保護と謳っておられますが具体的にどのような指針があるのか本当にそのようなことをするのかの情報もほとんど締めさてなく全く信用ができません。外来魚叩きという錦の御旗を振ればお仕事完了という数年前のブラックバス騒動と同じ事の繰り返しになるだけでしょうね。この事に関して地元の様々な産業、企業、個人と話し合いはなされたのでしょうか？私の周りでしょうか判断しておりませんが全ての方が寝耳に水だと申しております。例えばの極論ですが在来種のイトウの個体数減少の最大原因を排除する努力はされていますでしょうか？答えを聞くまでもないですよね？在来種とされているイワナ、アメマスの生息範囲と遺伝子レベルまでの分析はなされていますか？原種の個体の生息は把握なされていますか？繁殖保護の指針とはそのような基本的な調査を積み重ねてから得られるものではないのでしょうか？いまやニジマスは北海道の顔とも言える重要な資源だと思います。在来種の生息環境を次々と破壊してきたことを棚に上げて在来種の繁殖保護？それ以前に減らない環境の整備が大事なんじゃ無いでしょうか？話の進め方が唐突すぎて呆れてしまいます。毎年何人の方々があなた方お役人様が外来魚としての魚の為に休暇をとり地元の宿泊施設、飲食店、レンタカー一業等様々な産業にお金を落としているかもお考えになられて良いと思います。</p>	<p>ニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトは、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等の被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>この度の指針案の作成に当たり、水産庁では都道府県、漁業関係者、遊漁に関わる公益法人やメディア、研究者及び市民・遊漁者と意見交換を行った上で、今般、パブリックコメントに諮り、広く意見を募集することとしたところです。</p> <p>ご意見にあるニジマスを巡る情勢は様々ですので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>
13	<p>ニジマスに関して意見を申し上げます。地方創生と盛んに叫ばれている今、田舎の各地方自治体はいかに地元を活性化していくかで悩んでいる状態だと思われれます。特に私が住んでいる北海道はこれからの北海道を活性化していくためには観光、アウトドアスポーツ等が有力な手段だと思われれます。既に各自治体におかれましては北海道の豊かな河川を遊漁に利用し、道内外から多数の人を動員し経済効果も広範囲に広がっている地域が少なくありません。特に北海道に移入されたニジマスは野生化している個体も多く見られ北海道のニジマスを釣りたいという遊漁者が多数おります。外来種問題については、ニジマスは既に移入されて140年も経っているので、国民の多くは文化的にも外来種という意識は少ないと思われれますが、在来種に対する影響を否定するわけにはいかないと思います。ニジマスは日本国内において自力繁殖を繰り返すという事では定着はしにくい魚ではありますが北海道の河川では自然繁殖の個体も存在していると思われれます。一方的な外来魚として扱うにはニジマスはちょっと違う魚種だと思われれます。この問題は日本だけではなく世界各国共通の問題であると思われれますので、各国の対応も研究して対応しなければならないと思います。一歩的な規制、制限を設けるのではなく各関係団体、法人、個人そして地方自治体との意見との元で決めなければならないと思います。ニジマスの放流等を可能な河川のゾーニングの設定（現在の遊漁としてニジマスを利用している自治体、団体等をよく考慮して）等が在来種の保存と地方創生の</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われているニジマスの現在ある産業利用の制限を意図したものではありません。</p> <p>ただし、ニジマスの分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマスを利用する方におかれては、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々ですので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>

	<p>有力な資源としてのニジマスのより良い利用を希望いたします。</p>	
14	<p>釣りを愛好する道民です。 釣りの対象魚として北海道の野生化したニジマスは、個体の大きさや希少性から特別な存在として位置づけられています。 在来種との棲み分けが可能な環境がある場合は、放流を可能にし、在来種の脅威になっている場合は、規制するなど個々の湖や河川の状況に合わせた対応をしていただきたい。 産業利用外来種の利用を抑制することで減ぜられる補完として自然産卵河川における「さけ・ます」の遊漁利用を検討していただきたい。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々なので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>
15	<p>この度のニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの適切な管理に対して釣り人からの意見を述べさせていただきます。 外来種であるので確かにある程度の管理は必要かと思いますが、現状で多くの河川に生息しており根付いている種のニジマスにしましては現状長年住み着いている河川で釣りをしても交雑種を釣ったこともなければ見たこともありません・・・ また、サケやカラフトの稚魚に対しての影響ではニジマスよりも在来種であるアメマスやヤマメの方が魚食性が高いように感じています。 しかしながら全くの影響がないわけではないので、現状で生息しなかったり生息数の少ない河川への放流を抑制する取り組みが必要だと思います。 また、道東の各河川へのニジマス釣りで観光客の入れ込み数及び経済効果はハッキリ言ってバカにならない数字になっています。 今後過疎が進み産業が特にならない地域では、これからの観光産業の目玉になるのは間違いないと思います。 もし、ニジマスを規制するのであればサクラマスの全面解禁を求めたいです！ サクラマス解禁の経済効果はニジマスの比では有りません。 何でもかんでも規制するならば代換えにサクラマスの規制解除を求めたいと思います。 あと、在来種を大事にしたいならイトウやオショロコマの保護にもっと力を入れてもらいたいと思います。 イトウは朱鞠内湖等の一部地区で生息数は増えていますが、全体から言ってかなり減少しています。 イトウの遊漁・捕獲期間を国で規制し産卵期の釣りを全面的に禁漁にしたいです。 また、オショロコマに関してはニジマスだけではなくヤマメの大量放流により 生息域・生息数ともに明らかに減少しているのは間違い有りません！ 例えば在来種の子アヘでも遊漁のための放流はある程度規制して欲しいものです。 このままではどちらの魚も現実的に幻の魚になってしまうのは目に見えています。 ブラウントラウトに関しては在来種のエゾイワナやアメマスとの交雑種をたまに見掛けることがあります。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種であるニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトの管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>この中で、現状以上の分布域や生息数の拡大は生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」に沿って、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいく必要があると考えています。</p> <p>ニジマスやブラウントラウトは降海して他の河川に生息域を拡大したり在来種と交雑する能力を潜在的に有しています。このため、これ以上の分布拡大をしない観点からは、これらの魚を放流する場合には、当該放流場所からの降海魚の存在を含む移動や交雑種の有無等に関する情報の収集に努めていただきたいと考えています。</p> <p>このような取組とともに、必要に応じて内水面漁業調整規則等で移植を禁止する等の措置を講じるよう、都道府県等に対して求めていくこととしています。</p> <p>また、ニジマスを巡る情勢は様々なので、その利用を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。ご意見のような「何でもかんでも一律に考える」ことを目指すものではありませんので、その旨が明確になるよう追記することと致します。</p>

	<p>また、青森津軽半島方面の河川で放流していないブラントラウトが釣れたことがありました。 これは渡島半島に住むブラウンが津軽海峡を渡って来たものではないかと考えてしまいます・・・。 ブラントラウトに関しては魚食性も強く繁殖力も強いのでハッキリ言って規制が必要だと思います。 レイクトラウトに関しては中禅寺湖以外で釣れるのでしょうか？(笑) そこに封じ込めてくださいませ！(笑) ともかく外来種のみではなく在来種の保護の為の環境整備、ニジマス等規制に対する代換え案としてサクラマスの全面解禁を望みます！！ 特にオホーツク海側のサクラマスには何ら商品価値は無いでしょうか？ 何でもかんでも一律に考えるのではなく、もっと広い眼で考えた規制を望みたいと思います。 バカなもので何だか支離滅裂な意見になりましたが、何卒よろしく願いいたします。</p>	
16	<p>北海道富良野市出身の46歳の釣り人です。幼いころより川湖沼釣りに親しんできました。おもな釣り場は空知川本流とその支流でした。ターゲットはニジマス、ヤマメ、イワナ、アメマス、時々ブラウン。釣れる数もこの順番通りで、少なくとも40年前には外来魚(とくにニジマス)が野生化し定着していたと思います。40年たった今も、同じ場所で竿を出していますがニジマスもヤマメもイワナも昔と変わらずよく釣れます。たしかに外来魚しか釣れない川も多くありますが、サケやサクラマスが遡上不可能な魚止めやダムが連続する川の上流が多いと感じます。北海道の中心部の源流域まで定着しているニジマスなどの外来魚をどのように管理・もしくは駆逐できるのでしょうか？今や北海道は世界で注目されているトラウトフィールドです。山奥で、中国人や韓国人によく会いますし、ニュージーランドやアメリカでもメジャーになっています。資源として活かす方法を探るのが現実的だと考えます。もし、外来魚を駆除出来たとします。その時、世界の人々は日本人をどうみるでしょう。サケマスの漁獲量を増やす近道は「外来魚の管理・駆除」ではなく「魚止施設の撤去」だと思うのは素人考えでしょうか？北海道は水産資源の宝庫ですが、それは豊かな自然のたまものです。豊漁だった時代の北海道の自然に近づける努力が大切かと。根付いてしまった外来魚は活かせばいいと思います。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われているニジマスの現在ある産業利用の制限を意図したものではありませんし、ご意見のようなニジマスなどの「駆除」を目指すものでもありません。</p> <p>ただし、ニジマスの分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマスを利用する方におかれては、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々ですので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>
17	<p>当方、北海道在住で小さいころから川釣りを趣味としてきました。ウグイが中心でしたがヤマメが釣れると嬉しいですしニジマスもしかり。ニジマスは外来種といえど身近な存在でした。昨今の在来種を取り巻く環境、外来種への懸念は認識しています。大型ダム、砂防ダム、コンクリート護岸等、自然は荒廃の一途ですがそれでも魚は健気に生きていますし在来を守ろうという理解はできます。キャッチ&リリースをしながら今後も長く釣りを楽しみたいとも思っていますが釣っただけ根こそぎ持ち帰る釣り人も多く目にしています。まずはそのあたりも焦点を当てていただきたいと願ってやみません。やみくもに放流するのは反対です。しかし、釣りというレジャーの側面か</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>この中で、放流活動のあり方などの考え方についても整理したところです。その上でニジマスを巡る情勢は様々なので、その利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>

<p>らみると釣り業界だけでなく観光や飲食店、ガソリンスタンド等多くの産業に貢献しているのは周知の事実です。 釣れる、と言われてる現在の川は地元釣り人が手弁当で釣り場を作り守ってます。ゴミ拾いなんかもそうです。 とにかく、やみくもに放流するのは反対です。しかし昔からニジマスをみじかに親しんできた者としては残してほしい、これからも釣りたいというのも事実です。 外来種のすべてが悪だとは思えません。 ダム等の河川環境やヤマメやイワナといった魚を根こそぎ持ち帰る釣り人について議論しないということは現状に合っていないと考えてます。 例えばゾーンを決める、放流量を守る、在来も含め持ち帰らない、もしくは制限するなど、一定のルール作りができればと思ってますし、そういうことであれば私も積極的に関わっていきたいと考えてます。</p>	
<p>18 北海道の遊漁者としての立場から意見を述べます。</p> <p>内水面（河川）での漁協が殆ど存在しない北海道でのニジマスの扱いに関して全国一律での管理形態を適用させないで欲しい事と、利用量を抑制していくといった指針に関しては断固反対である、現状既に生息している水域での遊漁の為の放流は今後も継続していきたい。</p> <p>高度にインフラ整備された都市生活者が、田舎や過疎地域の野山河川湖沼に多様性や生態系の理想論を押しつけるのは止めて頂きたい。現状在来生態系や生息在来魚種に多大なる影響を与えているのは、一切保護が無く釣り放題殺し放題のアナクロニズムな釣り文化である、また「さけまず増殖」によって法的に制限されているにも関わらず、全く減らない密漁の横行といった、現実のフィールド起こっている資源量の争奪戦を無視した、外来種と言うくくりだけで抑制しようとする、動きそのものが遊漁者にとっては迷惑です、ほぼ遊漁対象魚の生息しない、河川や流域にニジマスを放流し釣り場を作る事が規制される事になれば分散されていた釣圧が全て在来魚種に向かう事になり、天然在来資源量の減少は更に激しくなるのは明白である。</p> <p>また良質な生息環境が維持されている河川では、過去ニジマスやブラウントラウトが放流された経緯があっても、全く外来鱒が定着することなく淘汰され結局在来魚種しか残らなかった河川もあったという事実を認識して頂きたい、天然のサクラマスが遡上産卵・世代交代を維持している河川にダムを建設しても「生態系の影響は問題なし」とする馬鹿げた事がまかり通っている現状で、外来種＝不要と言う前提自体が納得いきません。</p> <p>環境省然り、さけまず増殖事業然り、時代時代で正論や正義感を広報し事業を行っていますが、北海道の釣り場が良くなった魚が増えた事など一度たりとも御座いません。 爆発的にニジマスやブラウントラウトの生息域が拡大し数が増えた場所なんか有りません、乞食みたいな釣り人が増え今まであまり遊漁に入らな</p>	<p>ニジマスとブラウントラウトはレイクトラウトとともに適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。ご意見にあるような「外来種＝不要という前提」に立っている訳ではありません。</p> <p>その上で、ニジマスやブラウントラウトを巡る情勢は様々なので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p> <p>ご意見のような「全国一律での管理形態」を目指すものではありませんので、その旨が明確になるよう追記することと致します。</p> <p>なお、ニジマスとブラウントラウトの生息域の拡大につきましては、それぞれ北海道の多くの河川で定着しているものの、本州以南では定着出来ないとの見解があります。一方で、本州でも、漁業権に基づく放流履歴がない河川で再生産が確認あるいはその可能性が指摘されている事例が報告されています。</p> <p>また、第5種共同漁業権に基づかない形で行われている放流については、その利用の継続に関して地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>

	<p>った流域や場所、時期に釣りするようになり魚は増えては居ないが情報だけ増えたとは感じますが。</p> <p>2011年初頭から、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場の方の助言があり、複数の道内遊漁団体と「ニジマス放流の自主ルール（ガイドライン）」を遊漁側から提案し無作為ではなく河川環境や生息状況等の現状にあった釣り場づくりをしていくべきだと、年2回や隔年1回など恵庭水産試験場の一室をお借りして話し合いを行ってきました、毎回行政側の内水面遊漁担当部署の参加を求めましたが無視、昨年の春初めて参加して頂くも「そんな事を此方に言うな」的な持論を一方的に話され、途中で帰られました。</p> <p>今回水産庁からでた意見募集での「水産分野における産業管理外来種の管理指針（案）」の内容を確認すると憤りと無力感しか湧いてきません、遊漁者は遊漁を中心に自分達に都合良く意見を言います、それがそんなに悪いことなのでしょうか？ 世の中はエゴの奪い合い配分ですから、私は遊漁者のエゴを押し通したいです。</p>	
19	<p>北海道の遊漁者としての立場から意見を述べます。 内水面での漁協が殆ど存在しない北海道でのニジマスの扱いに関して全国一律での管理形態を適用させないで欲しい事と、利用量を抑制していくといった指針に関しては断固反対である、現状既に生息している水域での遊漁の為の放流は今後も継続していきたい。 サケマス増殖事業が及ぼした河川内の生態系への圧迫が未だに正当化されている現在、漁業者とそれらに随する水産業者だけが恩恵を受けるためだけに北海道の河川が存在しているわけではありません。 納税者である我々釣り人にはもはや必要不可欠となったニジマスを排除する方向に向かったところで、在来種が溢れる河川環境とは絶対になりませんし、現在在来種が安定的に生息している河川ならば、自動的にニジマスなどの外来種は繁栄することができません。 2011年初頭から、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場の方の助言があり、複数の道内遊漁団体と「ニジマス放流の自主ルール（放流ガイドライン）」を遊漁側から提案し無作為ではなく河川環境や生息状況等の現状にあった釣り場づくりをしていくべきだと、年2回や隔年1回など恵庭水産試験場の一室をお借りして話し合いを行ってきました、毎回行政側の内水面遊漁担当部署の参加を求めましたが無視、昨年の春初めて参加して頂くも「そんな事を此方に言うな」的な持論を一方的に話され、途中で帰られました。 このような中でも我々釣り人は、継続的なニジマスの放流を諦めるつもりはありません。 ぜひ、今一度各地域に分けた放流の方法を今後は模索して頂きたいと思えます。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々なので、地域における利用のあり方を含め必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。ご意見のような「ニジマスを排除」するものではありませんし、「全国一律での管理形態」の適用を目指すものではありませんので、その旨が明確になるよう追記することと致します。</p> <p>また、第5種共同漁業権に基づかない形で行われてきている放流については、その利用の継続に関して地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
20	ニジマスについては現状の維持を望みます。	本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの

		<p>深い主体による取組の基本的な考え方について「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われているニジマスの現在ある産業利用の制限を意図したものではありません。</p> <p>ただし、ニジマスの分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマスを利用する者におかれては、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。</p>
21	<p>外来種をひとくりにするのは、乱暴すぎると感じております。確かに在来種を絶滅させてしまう様な影響力の大きい種は、検討すべきだと思いますが、例えば虹鱒の様な地方自治体が放流を促進し観光的な目的で維持管理している種もあります。</p> <p>外来種をどうこうする前に、日本の全ての河川でキャッチ&リリースを義務化し、捕獲目的での釣り及び漁を完全に申請による許可制度にした方がよいと思います。</p> <p>心無い一部の釣り人の方がよっぽど在来種にとって脅威だと思います</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、ご意見にあるような「外来魚を一括り」にするものではありません。</p> <p>その上で、産業管理外来種をを巡る状況は様々なので、その利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>
22	<p>「公有水面における産業管理外来種の放流は自粛」としているが全国各地で行われている主に子供参加の釣り教室、体験等においてニジマスは代替えない唯一の魚種である、入所のしやすさ、釣られやすさ、値段、食味等代わりになるものは存在しない、またこの方針を前面に立ててしまうと今後の利用に対して先細りの方向となり内水面漁業者、養殖業者、釣り業界関係者、釣り人などすべての人々に負の影響を与えてしまうのは明白である。</p> <p>そもそも産業管理外来種とは管理することで利用しやすくし産業として確立させるのが目的のはずだがこれではその目的に逆行するものである。</p> <p>よってこの一文の削除をお願いいたします。</p> <p>意見2)</p> <p>産業管理外来種の指定目的は特定外来生物法の制定で悪者となってしまった外来種に対して時を経て冷静な思考ができるようになったからこそ本来の多くの国民にかかわる種は外来種と言えども管理して利用していく、との水産庁の宣言であると理解する。</p> <p>ただしすでに一部マスコミ、研究者、環境省が行ってきた固定観念の刷り込みによって一般国民には外来種悪玉論が定着しつつあると思える。</p> <p>今回の産業管理外来種も、その流れに逆らうには心もとなく逆に、より負のイメージをつけてしまいかねない施策である。</p> <p>そこで唯一、起死回生のイメージ回復の案を提案させていただきたい。</p> <p>それは最も悪いイメージがついてしまった特定外来種であるラージマウスバスを、この産業管理外来種に指定することである。</p> <p>産業利用としてみるとラージマウスバスはニジマスと同等かやや上、ブラウントラウトやレイクトラウトとは比較にならない産業価値のある種であ</p>	<p>産業管理外来種は平成27年3月に策定された「外来種被害防止行動計画」と「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」として整理された概念です。</p> <p>産業利用されているもののなかでもニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトのような侵略性を有する外来種は、適切な管理がなされないと生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、慎重に取り扱う必要があります。</p> <p>このため、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、「我が国の生態系等の被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ、管理指針として整理したところです。</p> <p>ニジマス等は、我が国の内水面漁業の重要な魚種ではありますが、産業管理外来種概念に照らせば、前述の「これ以上の分布拡大をしない」に沿った管理とし、その範囲で利用すべきものであり、「管理することで利用しやすくし産業として確立させる」とするご意見には誤解があるようです。このような観点から、遊漁者による公有水面での放流については、無秩序な放流による生態系等への被害防止を図るため、原則として自粛をお願いすることとしました。</p> <p>このような内水面に係る生態系の維持と保全を考慮した適切な管理と</p>

	<p>ることは疑いようがありません。 今回の産業管理外来種指定に伴うマイナスのイメージを払拭するには最も悪者とされてしまったラージマウスバスをある意味格上げする、こうすることによって産業管理外来種の意味も明確になると考えます。</p>	<p>利用は、国民の理解を得た内水面漁業の維持と振興に繋がるものであり、ニジマス等に関係する各主体に対して、ご意見にあるような「負の影響」を与えることにはならないと考えています。</p> <p>また、指針では、遊漁者による公有水面での放流につきましては、まずは地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p> <p>今後、産業管理外来種に「負のイメージ」が付くことがないよう、産業管理外来種に関する正しい理解の普及促進に向けて取り組んでいく所存ですので、御理解と御協力をお願いします。</p>
23	<p>意見（２）遊漁関係者 遊漁関係者について 「遊漁関係者は、原則として、公有水面における産業管理外来種の放流は自粛する。」の削除を求めます。 遊漁関係者における記述「公有水面における産業管理外来種の放流は自粛」は、水産基本計画の主旨に反し、かつ、内水面漁業振興法の理念にも反していると考えます。 ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトは内水面漁業経済の要となっている重要水産魚種であり、ニジマスは、国策で増養殖がすすめられてきた日本の内水面漁業の最重要魚種のひとつである。現在、全国各地でお祭り、地域おこし、子ども会イベントなどでニジマスの放流が行なわれており、ニジマスは入手のしやすさ、歴史などの点でも他魚種への代替性はないと考えます。 指針に、「公有水面における産業管理外来種の放流は自粛」と示すことは、原則としてという断り書きを入れるにせよ、漁業者と地域住民等が連携して行うはずの、内水面多面的機能の発揮のための取り組みの妨げとなる。内水面漁業の維持と振興を、明確に阻害するものと考えます。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ整理したものです。</p> <p>その上で、第５種共同漁業権に基づかない形で行われてきている放流については、その利用の継続に関して地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。</p> <p>内水面漁業の振興においては、漁業者及び遊漁者の減少を防ぐことは重要な課題です。そのために、我が国の内水面漁業において重要なニジマス等について生態系への影響のバランスを考慮しつつ活用する必要があります。このようなことを通じて内水面に係る生態系の維持と保全を考慮し、適切な利用と管理を行うことは、国民の理解を得た内水面漁業の維持と振興を推進する水産基本法等の理念に沿うものと考えています。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
24	<p>遊漁関係者として意見致します。 私が在住する北海道では、漁協の管理下で遊漁を楽しめる河川はほとんどなく、魚の生息数は、その川の生産性と有志による放流活動によって保たれています。 特に、市街部に近い河川では魚の生産性は高くなく、在来種の再生産が難しい河川が多々あります。そのような環境では、ニジマス等の産業管理外来種を含め、魚類を継続的に放流し、遊漁が楽しめる場として維持していくことも必要であると考えています。 本指針の中では、「遊漁関係者は、原則として、公有水面における産業管理外来種の放流は自粛する。現時点において、公有水面で何らかの放流活動を実施している場合には、当該公有水面を管轄する都道府県や関係する共同漁業権者に相談するとともに、水産試験場等研究機関の助言を得た上</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢により様々なので、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p> <p>また、指針では、第５種共同漁業権に基づかない形でこれまで放流等が行われている場合においては、その利用の継続に関して地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。</p>

	<p>で、対応を検討する。」と謳われておりますが、過去には公有水面を管轄する都道府県の関係機関にニジマス放流に関する相談をしても、相手にしてもらえなかった経験があります。</p> <p>都道府県は「1. (1) 1及び2の者並びに(2) 2の者に対し、産業管理外来種の管理に関する取組が円滑に行われるよう適切な指導・監督に“努める”。2. (2) 1により、遊漁関係者から放流活動に関する相談等を受けた場合には、必要に応じて水産試験場等研究機関と連携して、他の水産資源等に与える影響等地域の実情に応じて指導・監督を“行う”。」と謳われておりますが、上記の経験から、どの程度適切に指導をしていたか、疑問があります。ステレオタイプの「否」との返答しか貰えないことを危惧しています。</p> <p>私個人は、在来種が優占し良好な環境が形成されている場所に、新たにニジマスを放流しようとは到底考えておりません。本指針、もしくはそれに基づく各種計画が策定される場合には、地域の実情を踏まえ、個別ルールを設定していただけるよう、強く要望致します。</p>	<p>本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、都道府県等に対して周知を図るとともに、都道府県からの具体的な相談に積極的に対応してまいります。</p>
25	<p>「公有水面における産業管理外来種の放流は自粛」は、水産基本計画にもある理念、ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトとりわけニジマスについては、生産者、漁業者、遊漁者、地域住民をつなぐ代替性のない重要な水産資源として、今以上に利用すべきであるという考えに相反しているものとする。さらには、内水面漁業振興法の主旨とも異なる。ニジマスが導入されてから100年あまりを経た北海道においては、ニジマスはすでに重要な淡水魚としての地位を占めており、未来に向けての有効利用を考え、生物多様性とのかねあいを模索してゆきましようというのが、産業管理外来種指定の考え方ではなかったでしょうか。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ整理したものです。</p> <p>その上で、第5種共同漁業権に基づかない形で行われてきている放流については、その継続に関して地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。</p> <p>内水面漁業の振興において、漁業者及び遊漁者の減少を防ぐことは重要な課題です。そのために、我が国の内水面漁業において重要な魚種であるニジマス等について生態系等への影響のバランスを考慮しつつ活用する必要があります。このようなことを通じて、内水面に係る生態系の維持と保全を考慮し、適切な管理と利用を行うことは、国民の理解を得た内水面漁業の維持と振興を推進する水産基本法等の理念に沿うものと考えています。</p> <p>内水面漁業の維持と振興にあたっては、引き続き、内水面関係者のご意見も伺いながら関連施策を進めていくとともに、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
26	<p>北海道で溪流釣りを楽しんでいるものです。遊漁はとかく趣味と軽くあしらわれがちですが、水産庁では遊漁も管轄であることから対応に期待し、産業管理外来種の管理指針について強い関心を寄せています。</p> <p>1. 基本的な考え方について 生態系に多様性が必要であることは承知の上ですが、豊かさの残された河川と、壊された環境にある河川に対して、外来種の影響を同一にした計画</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々なので、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>

	<p>には常々疑問を感じます。 たとえ、外来種を排除したとしても、在来種が増える環境にある川は少ないのではないのでしょうか？また、生態系への影響がより少ない代替性というならば、まずはこうした環境改善が第一で、河川工作物により遡上や産卵環境が悪化していることを目の当たりにすると、火急の対応を関係機関に働きかけていただくよう望みます。</p> <p>2. 主な主体の役割と具体的な取り組み 北海道は利権者である内水面漁協が少なく、また法人や個人では管理体制づくりの環境が与えられていない状況の中、道外との扱いを一律にすることに反対です。 特にニジマスにおいては、北海道では魅力ある釣魚として多くの釣り人が来道し、世界的な釣り場をみても経済効果の大きな魚種と考えます。公的水面で管理体制を整えたいと漁協の申請をしても許可が下りないし、そうした権限を新しく与えないと見聞きしました。この計画でも、まさにそのことが謳われ非常に残念に思います。 抑制だけではなく、ニジマスに公的水面における適切な管理について、海外釣り場に学びながら、水産庁主導で研究機関も交えたニジマス釣りを心から楽しめるような川づくりとなる「水産分野における産業外来種の管理指針」の制定を期待します。</p>	<p>ご意見のような「北海道と道外との扱いを一律にする」ことを目指すものではありませんので、その旨が明確になるよう追記することと致します。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
27	<p>基本的考えにある「水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献しているが、元々は我が国の在来種ではなく、不適切な管理の結果、管理地外に逸出した場合は生態系等に被害を及ぼすおそれもある」と言う部分からすると、過去の地域固有主または在来種の生息域へのアサリ及びハマグリ類の放流やブリヒラに見られるような自然界への放流の実態を見るとこれらの3魚種は貢献度が高く安定的供給と適度な規制が好ましいかと思いません。特に観光資源や遊漁券収入の経済効果がある地域は拡大を求めます。在来種（鮎）の資源繁殖保護を言いたいようですが全く的外れな対策であり、早急に抱卵した落ち鮎の採捕を禁止するよう早急に規制すべきと考えます。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ整理したものです。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
28	<p>北海道の河川が、ニジマスの自然産卵可能な環境下にある事を前提に、天然ニジマスの遊漁を観光、レジャーとしての貴重な産業資産として、将来とも保全されることを望みます。 河川への放流は、厳格に対象河川を矮小化するのではなく、自然産卵による優良な固体が維持されることが産業資産の維持を図る上で大切と考えます。 一方では、在来種の繁殖域への影響を考慮し、在来種の繁殖エリアへの侵入を定期的に監視し、在来種保全の為に具体的な河川毎のNPO等による進入抑制策等を検討していただきたいと思います。</p>	<p>在来種を保全するためには様々な視点による取組が必要と考えます。ニジマスについては、現状以上の分布拡大は生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがあります。</p> <p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る状況は様々なので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>

29	<p>私の住む地域ではキャッチ&リリースを前提としたニジマスのスポーツフィッシングが盛んである。私たちはこれまでも北海道に対して在来種を有する生態系に配慮をするためにも北海道においてはニジマスの管理について一定のルールが必要であり、その上で今後も自然の中で誰もがニジマス釣りを楽しむことができるよう、訴えて来ました。しかしながら北海道は及び腰であり、我々の意見に耳を傾けることはありません。このような中、この管理指針が提示され、適正な管理をし在来種との調和の中でニジマス釣りを未来に向けて多くの人に楽しんでいただきたいと思いますと考えている私たちの活動が停滞することに危機感を感じています。適正な管理の上で、誰もがスポーツフィッシングとしてのニジマス釣りを北海道で楽しむことができることを望みます。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえ整理したものです。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適正に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
30	<p>まず北海道の魅力的な観光の一つとして釣りがあり、年を追うごとに本州や海外からの来道者が増えていると考えています。内水面の釣りにおいて最もたる対象魚はニジマスであり、他の魚種に代替できるものではありません。現状以上の分布拡大は望まないものの、今現在生息している魚を駆逐したり利用量の抑制をする事には反対です。また地域によってはニジマス釣りで町の活性化や長期滞在型の観光資源として以前より活動しており、こういった前向きで将来につながる活動を阻害することに直結します。ニジマスなどの魚種に矛先をむけるのではなく、河川環境改善や遊魚者にも魚類にも配慮した治水の基準化など、魚と人が今以上に利用しやすい河川環境を考えていただきたい。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われている現在ある産業利用の制限を意図したものではありませんし、ご意見にあるようなニジマスの駆除などを目指すものではありません。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る状況は様々なので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適正に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
31	<p>虹鱒は釣り人からも大人気の鱒であり、古くから馴染みの深い鱒です。</p> <p>特に天塩川や十勝川の虹鱒は大人気で本州からも多くの釣り人がおります。</p> <p>釣り人がもたらす経済効果も馬鹿にはできません。</p> <p>放流し放題は間違いだと思いますが、虹鱒は北海道に色々と貢献しておりますので、ルールを決めて放流を可能にしたいです。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>その上で、ニジマスを巡る情勢は様々なので、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p>
32	<p>ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトは遊魚の対象魚としては、大変に魅力的な魚種であります。</p> <p>何故ならば、日本固有種よりも概して大型化しやすく、その点で釣り味も優れているからであります。魚体の美しさも理由の一つとしてあげられます。</p> <p>どうか、内水面漁協の既得権益を優先にせず、釣り人の立場に立った管理</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、ご意見のような「不当な駆除」を目的とするものではありません。</p>

	<p>を行っていただきたいと思います。 もちろん、日本固有種が脅かされない範囲ですが、この三種が不当な駆除の対象にならぬよう、地方自治体への働きかけをよろしく願います。</p> <p>また、降海による他河川への繁殖ですが、全くの杞憂かと思えます。 ニジマスは古くから日本に移植されてますが、降海型のニジマス、つまりスチールヘッドが認められているのは、北海道の一部くらいで、しかも問題になるほどの数ではありません。</p>	<p>その上で、ニジマス等を巡る状況は様々なので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分に周知を図ってまいります。</p> <p>なお、ニジマスやブラウントラウトは、降海して他の河川に生息域を拡大する能力を潜在的に有していますので、ニジマスやブラウントラウトを利用する方におかれては、当該魚種を放流した場合には、当該放流場所から降海魚の存在を含む移動に関する情報の収集に努めていただきたいと考えています。</p>
33	<p>意見1) 1. 基本的な考え方の中の「ニジマス等については、利用量を抑制する・」と有るが、ニジマスの現状の利用状況は、正に日本の130年以上の内水面水産振興の賜であり、現状の内水面漁業（含む養殖業）を鑑みると、利用量を抑制すると言う事は、内水面漁業の衰退であり、水産基本計画の理念に反するので、削除すべきと考える。</p> <p>意見2) 2-(4) 試験研究機関の「また、産業管理外来種を・・・逸出しないように務める」の部分、現在、各都道府県の水産試験場等では、ニジマスの選抜育種等により、より水産資源として付加価値を高めた種苗を開発し、公共水面に放流し漁業振興を推進している。この一文はこのような新しい水産振興施策を後退させる事から削除すべきと考える。</p> <p>意見3) 4. 新たな利用の取り扱いについて「第5種共同漁業の新たな免許は行わない」については、正に内水面漁業そのものの後退であるので削除すべきと考える。</p> <p>産業管理外来生物、とりわけニジマスについては、130年以上の年月をかけた水産関係者の努力の賜であり、様々な移入の歴史の中でも、これほどまでに産業に根付き、国民に親しまれる様になった、正に成功例である。このニジマスの今後の利用の後退は、今までの内水面漁業の否定である。水産関係者は、ニジマスについては今後も大いに利用し、さらに拡大していくと宣言すべきである。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>指針の「利用量を抑制する方法の採用の検討」については、「行動計画」上の要請から記述しているものであり、どのような対応が行い得るかについては地域の実情などを考慮して慎重に対応する必要があるものと考えています。</p> <p>なお、「利用上の留意事項」に照らせば、現在、生息が見られていない水域に、増殖義務が課せられた第5種共同漁業権を新たに設定することは望ましくありません。一方で、本指針は、「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われている現在ある産業利用の制限を意図したものではありません。生態系や農林水産業への影響を十分に考慮し、適切な管理と利用を行うことが、結果として、国民の理解を得た内水面漁業の振興につながると考えています。</p> <p>今後のニジマス等の利用拡大のため、本指針を踏まえ都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
34	<p>北海道におけるニジマスは、1917年に現さけ・ます資源管理センター千歳支所において孵化されてから100年近く養殖業や遊漁で利用されて来ました。近年はその引きの強さからスポーツフィッシングの対象魚として人気が高く、道内外の多くの釣り人に喜びを与えているかけがえのない存在です。</p> <p>またニジマスによるスポーツフィッシングを観光振興・商店街振興の一環と位置付け、町おこしにつなげている地域も存在するなど、ニジマスが担</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものであり、「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われているニジマスの現在ある産業利用の制限を意図したものではありません。</p>

	<p>って来た社会的役割は多大です。このように地域資源化したニジマスであるから、「遊漁関係者は、原則として、公有水面における産業管理外来種の放流は自粛する。」の削除を求める。</p>	<p>その上で、ニジマス等は、適切な管理がなされないと生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、無秩序な放流による被害防止を図る観点から、遊漁者による公有水面での放流については、原則として自粛するとしています。</p> <p>このため、遊漁者による公有水面での放流につきましては、まずは地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
35	<p>「産業管理外来種の管理指針（案）」の、4. 新たな利用の取扱いについて 「第5種共同漁業の新たな免許（既存の漁業権漁場において第5種共同漁業の対象魚種として産業管理外来種を追加する場合を含む。）は、行わないことが望ましい。」と述べられていますが、現状でも衰退している内水面漁業に大打撃を与えることになるかと思えます。内水面漁業では遊漁料も収入源ですが、その多くは第5種共同漁業の対象魚種で成り立っている漁協もあると思えます。そのような漁協の存続の為にまた外来種の釣りを通して自然とのふれあいを楽しむ人々の為にも継続して免許を発行して頂きたいと思えます。</p> <p>今ではブラックバスの特定外来種指定時は内水面漁協と釣り人の意見の不一致、漁業権を認めない等により、釣り人の減少による遊漁料収入の減少や自治体への経済効果も減少したという失敗を踏まえて頂きたいと存じます。その結果駆除費用として税金が使われていますが、その効果は微々たるものです。それよりも漁業権を認め管理していくほうが現状に合っていると考えます。</p> <p>今現在生息している外来種を完全に駆除することは不可能であることはブラックバスで検証済みです。従って、ニジマスやトラウトでも駆除は不可能です。不可能であればそれを資源として有効活用するほうが良いものと考えます。</p>	<p>ニジマス、ブラントラウト及びレイクトラウトは、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>「これ以上の分布拡大をしない」とする「利用上の留意事項」の範囲で行われている現在ある産業利用の制限を意図したものではありませんし、特定の魚種の駆除を目指すものでもありません。</p> <p>ただし、ニジマス等の河川での分布域や生息数が現状以上に拡大すると生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、ニジマス等を利用する者におかれては、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいただく必要があると考えています。</p> <p>また、「利用上の留意事項」に照らし、既存の漁業権漁場において第5種共同漁業権の対象魚種として産業管理外来種を追加する等、水産分野における産業管理外来種の分布域の拡大を招く利用に繋がるような第5種共同漁業権の新たな免許は行わないことが望ましいと考えています。</p> <p>なお、既存の免許の継続については、水産分野における産業管理外来種を巡る情勢の推移の他、産業管理外来種に関わる各主体によるこれからの取組等を踏まえ、産業管理外来種の分布域の拡大を招く可能性のある利用に繋がるものではないことを考慮しつつ検討されるべきものと考えています。</p>
36	<p>私は釣り人です。 ニジマスやブラントラウトは好きです。 今まで、海外でも国内でも釣ってきました。 しかし、国内に存在するこれらの侵略的外来種には大きな違和感があります。 今の時代に、これほど野放図に管理されずにいる状態は、とてもよろしくない状態であると思えます。</p>	<p>ニジマスとブラントラウトは、レイクトラウトとともに適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等の被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p>

国内に存在する侵略的外来種ワースト100にはいるこれらの魚種は、きちんと管理されるべき種と考えます。
それによって、国内でそれらの魚種が釣れなくなってもかまわない、とも思っています。
逆にその状態を望みます。

生物多様性の保全や回復は人類にとって重要で、それらを損なったり妨げる要因であるニジマスやブラウン、ブラックバスなどの類が国内に存在することは、厳しく規制されるべきです。
多くの釣り人がさまざまな理由をもとに、自分たちの好きな魚種に規制がかかることに反対するでしょうが、私のような釣り人がいることも少なからず知っておいていただきたいです。

日本人の、外来種に対する認識はかなり甘いです。
それらがどういった未来を日本の自然にもたらすリスクがあるのか、もっと真摯に見定めて意見する必要があると思います。
全ての外来種を管理することは困難だと思われませんが、少なくとも侵略的外来種ワースト100に名を連ねている魚種は、厳しく規制されるべきです。
目先の釣欲を満たすより、生物多様性の保全や回復のために特定魚種を指定管理することは、将来世代への責任を果たすことだと思います。
これ以上、外来種による在来魚の絶滅リスクを高めてはいけません。

実際、ニジマスやブラウンは、在来種に大きな影響を与えています。
イトウやオショロコマは、その最たるものです。
少なくとも、琵琶湖でブラックバスになされている法規制は必要ですし、それ以上のものを望みます。

ブラックバス騒動の時もそうですが、侵略的外来種ワースト100といえども、指定管理には釣り人からの反発は必至でしょう。
しかし、それは現状への認識が甘いと言わざるを得ません。
現在、一年間に40,000種の生物が絶滅しているといわれています。
これは一日に約100種、一時間でなんと約4種が絶滅しているということです。
絶滅する可能性のある生き物に、イトウやオショロコマも入っているでしょう。

海外では移入されたコイが在来の生態系に大きな影響を与えており、駆除を含めた管理の対象になっています。
逆の場合もそうする必要があると思います。
日本の豊かな在来の生態系を守るためにも、侵略的外来種ワースト100は、駆除も含めた管理を法の下に徹底すべきです。
水産業として取り扱う場合も厳しく制限し、取り扱う場合の届け出はもちろん、それが自然河川などの業者の管理外に漏れ出た場合も、厳しい罰則

この中で、養殖場や管理釣り場などからの逸出防止について記載するとともに、必要に応じて内水面漁業調整規則等でこれら魚種の移植を禁止する等の措置を講じるよう、都道府県等に対して求めることとしています。

	<p>が必要です。</p> <p>今はかつてのような、牧歌的な釣りや河川状況ではなく、多くの在来種が絶滅の危機にさらされており、それらを守るための法規制は必須です。もしそうしなければ、将来世代の人たちから、あなたたちはなにをやっていたんですか？、というそしりは免れないでしょう。</p> <p>我々今を生きる世代の人間は、生物多様性の保全や回復に貢献できるはずですし、そうしなければ将来世代の人間たちですら、地球上での存在が、ますます危うくなるでしょう。</p> <p>「水産分野における産業管理外来種の管理指針」として、侵略的外来種ワースト100は、とても厳しく規制してください。</p> <p>釣り人として、また将来世代に対する先人として、強くお願いいたします。</p>	
37	<p>コメントの内容については北海道限定となりますので、まずはご理解ください。</p> <p>産業管理という事自体への矛盾を感じつつニジマスについて私の意見を書きます。まず現状、自然繁殖している河川は対策が難しい。今後、現状の成魚放流については一定の制限をするべきと考えます。一方で自然繁殖や野生化したニジマスは釣り観光資源とも考えられますが、それはあくまで本州では見られない野生に近い強い個体へのニーズが多く、釣りの資源として維持するのであれば発眼や稚魚放流を内水面の行政と確認し合いながら認める。成魚放流は止める方向で進める。卵や稚魚は在来魚との生存競争や捕食関係で成魚になるのは少ないと思われそうですが底を生き抜いてきた個体こそ北海道のニジマスの価値があると考えます。現状、成魚放流をしている団体、個人の中には無謀な放流もあるのは現実です。三倍体と知っていて放流などもその一例。何れにしても放流については管理するべきだと思います。放流しない水域のリスト作成、放流のネガティブリストの作成もあり得ると思います。例えば自然遺産の知床の河川などです。何れにしても水産関係の行政と釣り人がともにこの問題について協議する機会は大それたと思われまます。また生物多様性保全の対応として外来種対策が先に議論され、多様性喪失の根本原因の議論が希薄なのは大いに疑問です。</p>	<p>ニジマスを巡る情勢は様々なので、利用のあり方を含め、必要な取組は各地の事情に応じて関係する主体が連携して検討すべきものと考えています。</p> <p>本指針は、水産分野における産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>この中で、遊漁関係者は、「現時点において、公有水面で何らかの放流活動を実施している場合には、当該公有水面を管轄する都道府県や関係する共同漁業権者に相談するとともに、水産試験場等研究機関の助言を得た上で、対応を検討する。」としています。</p> <p>また、都道府県等は、「遊漁関係者から放流活動に関する相談等を受けた場合には、必要に応じて水産試験場等研究機関と連携して、産業管理外来種の管轄地域での利用状況や他の水産資源等に与える影響等を十分考慮して指導・監督する。」としています。</p> <p>水産庁としましては、本指針を踏まえ、都道府県等において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。</p>
38	<p>私は産業管理外来種ニジマスの管理をより厳しくすべきだと考える。本種は地域振興に一役買うという理由でブラウントラウトなど他の外来種より特別扱いされ、指定外来種から除かれ、内水面漁業調整規則でも移植放流を規制されていない。その結果、自然界へあまりにも野放図に放流されている。そしてその状況を歓迎している釣り人などの関係者がいるという現</p>	<p>ニジマスとブラウントラウトはレイクトラウトとともに適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて</p>

状は非常に嘆かわしい。他の外来魚同様、ニジマスも移植放流禁止などの規制を設けるべきである。それは、我々が在来魚を守り、自国本来の水圏生態系を保全することを優先しなければいけないからだ。ニジマスは釣り応えがあるため釣り人に人気で、食べて美味しいため食用に広く流通する。このことから、本種は確かに経済的価値が高いといえる。だから日本の自然に本種は必要だと関係者らは主張する。ただしそれは娯楽という側面からの考えに過ぎない。ニジマスは圧倒的な繁殖力と適応力をもって、日本の在来魚を追いやっていく。実際にアメマスやオショロコマが激減し、ほぼニジマスしか観察されなくなってしまった水系も少なくない。また在来魚が激減していなくとも、それらとニジマスとで餌や住処を巡る競争は必ず起きる。そこでニジマスが優位に立ってしまった場合、元々の生物同士の関わり合いである生態系が変わってしまう恐れがある。生態系は極めて複雑で、一見変化が観察されなくとも後々未知の悪影響が出てくる可能性が大いにある。また在来魚は複数の水系に存在するから、その中でニジマスの居続ける水系が1つや2つあっても良い、という考えもある。しかしそれもそれで極めて視野が狭い、短絡的な考えだ。1つの魚種であっても水域ごとに目には見えない遺伝的差異がある。この差異は学術的に大変重要で、各個体群が遺伝子資源と呼ばれる。生物進化の解明や良質な品種の作成、そして新薬の開発など、人間にとって有用な研究の対象となる例も少なくない。もちろん全ての個体群が使い物になるとは限らないだろうが、世界中のありとあらゆる生物個体群がそれぞれ高い潜在的価値を持っていると考えられる。日本も例外ではない。そのため、A川でオショロコマが生き残っているもB川で駆逐された場合、それは世界のどこにもいない、かけがえのない個体群がこの世から消えたこととなる。ニジマスが駆除されることによる経済的損失を訴える人々も多いが、一方でこれらがのさばることによりこの世に唯一無二の財産が1つ1つ消されていく状況が生まれることも知ってほしい。また降海および河川氾濫によって母川以外の別水系へ非意図的に拡散することも懸念される。このためいかなる自然水域にも本種を野放しにしてはならない。

ちなみに外来種駆除否定派から下記の意見が寄せられるので紹介する。合わせてそれらへの反論も挙げる。

- ・ 稲などの農作物も大陸から渡った外来種であるが、どうなのか
→ 農作物はほぼ自生できない生物。人間による適切な管理がなされないと枯死する。一方外来魚は人間の干渉なくとも際限なく増殖する。
- ・ ヒメマスやワカサギも国内移入種として全国に蔓延しているが、なぜこれらを容認しているのか
→ 実際ヒメマスなどの国内移入に関して専門家は容認しておらず、一般的な外来種と同様に事態を重く見ている。ただし世間の国内移入種への認知度が低く、本種に対して既に漁協などの利権が絡んでしまった水系も多数存在するため、駆除対象に指定することが困難なのが現状。今後国内移入種についても世に知らしめ、駆除の必要性を主張していく所存である。

以上のように、産業管理外来種ニジマスの取り扱いをこれまでより厳密に

整理したものです。

そのような中、これらの魚種の分布域や生息数の現状以上の拡大は、生態系や農林水産業に影響を及ぼすおそれがありますので、「利用上の留意事項」に沿って、これ以上の分布拡大をしないよう取り組んでいく必要があると考えています。

産業管理外来種を扱う養殖業者や管理釣り場の経営者等につきましては、特に当該施設が公有水面と接続している場合には、自身が管理する施設から産業管理外来種が逸出することがないように努めていただく必要があると考えています。また、これらの施設から持ち出し（販売を含む）は、私的放流に利用される可能性があります。このような観点から、指針では、産業管理外来種の逸出防止について記載していません。

産業管理外来種を扱う養殖場や管理釣り場が所在する都道府県におかれては、産業管理外来種の管理に関する取組が円滑に行われるよう適切な指導・監督に努めるよう求めていくことのほか、必要に応じて内水面漁業調整規則等により産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講じるよう求めることとしています。

	<p>規制することが必要である。水域間で本種を移植放流することをブラウントラウトと同じく禁止するのだ。特定外来生物へ昇格させるのが最理想なのだが、経済的に重要な種であることに変わりないため関係者から反対の声が届くであろう。そこで食用ニジマスの流通は継続すれば良い。ただし、今まで継続して行われてきた本種の移植放流は取りやめ、養殖施設を自然水系と断絶されるような設計にするべきである。要は魚の野外流出リスクの低くするための対策だ。行政による養殖施設への立ち入り点検および指導を義務付け、自然界へ放流した場合にはその施設へ厳罰を下す。移植放流が目的でない生体の施設外運搬は許可されてもよい。</p>	
39	<p>個人が自由にニジマス等を放流出来る事自体が間違いです。法律、条例を整備し、無許可の放流に制限をかけるべきだと思います。 その上で、ニジマス等の有効利用を検討して欲しいです。ニジマスは釣り産業、釣り文化にはなくてはならない魚だと考えております。代替魚種として、日本固有種のサクラマスやイワナ、ヒメマス等を放流する事は根本的には解決しないと考えています。また、サクラマス等も本来生息していない水域に放流する事はニジマス同様に生態系に影響します。 今、ニジマス等がまだ生存していない水域の保全のため、まずは法整備をして頂きたいです。 そして、今後ニジマス等はゾーニングでの有効利用をしていくべきだと考えています。</p>	<p>本指針は、水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>この中で、必要に応じて、都道府県等が内水面漁業調整規則等により産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講じることとしています。</p> <p>また、養殖場や管理釣り場など閉鎖域での利用に関しては、逸出防止対策の他、私的放流の端緒となる蓋然性が高い生体での持ち出しがなされないようにすることなど、施設管理者等による取組を整理したところです。</p>
40	<p>私は産業管理外来種、特にニジマスとブラウントラウトの管理をより厳しくすべきだと考える。レイクトラウトに関しては、現在確認されている水域が一部に限られ、湖沼性で河川に定着しづらいため、管理の厳重化は求めない。具体的な管理指針として、2種の野外への放流および水系間の生体の移動の禁止し、これらを破った個人・法人に対して罰則規定を設けることを求める。これら2種を含む外来サケ科魚類は、在来魚類に様々な負の影響を及ぼすことが、数多くの査読論文によって明らかになっている。具体的な影響を種ごとに述べる。</p> <p>1. ニジマス</p> <p>ニジマスが在来魚類を駆逐する理由として考えられるのは主に競争と捕食だ。本種は在来魚類と餌となる生物が類似しており（三沢ほか、2007）、競争関係が生じる。また、本種は川岸の横掘れを好んで生息するため（Urabe and Nakano, 1998）、在来種が開けた水域に追い出され、捕食者に捕食される可能性が高くなる可能性が考えられる。さらに、春に産卵する本種が、秋に産卵するアメマスやオショロコマなどの産卵床の上に重ねて産卵床を造成することによる産卵阻害の可能性も指摘されている（Taniguchi et al., 2002）。本種の産卵行動は、同時期に産卵するイトウにも影響することがわかっている（Nomoto et al., 2010）。本種が影響を及ぼすのは魚だけではない。ある研究では、水系に侵入したニジマスが水生昆虫を多く食べることで、それらが羽化して陸域に現れる個体数が減少し、結果として河畔のクモ類などの肉食性の昆虫までもが減少してしまったという</p>	<p>ニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトは、適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）に位置付けられており、本指針は、これら魚種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について、「我が国の生態系等の被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。</p> <p>産業利用されているものの中でも侵略性を有する外来種については、生態系への影響がより小さく産業において同程度の社会経済的効果が得られるような代替性がないかなど検討していくこととなりますが、これら3魚種が水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献している現状を踏まえれば、適当な代替種は存在せず、すぐに利用を控えることは困難と考えます。</p> <p>内水面漁業の振興等は、生態系への影響を十分に考慮して行うことが前提となりますので、本指針では、遊漁者による公有水面での放流は原則として自粛することを求めるとともに、必要に応じて内水面漁業調整規則等により産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講じよう都道府県等に対して求めていくこととしています。</p> <p>このような取組は、水産庁が掲げる持続的な水産資源利用の理念に沿</p>

<p>(Baxter et al., 2007) . この例では、競争関係にあったオショロコマの成長が阻害されることも明らかになっている。</p> <p>2. ブラウントラウト 本種もまた、捕食、競争によりオショロコマなどの在来魚類を減少させた例が明らかになっている (Moyle, 1976) . 国内でも在来アメマス分布範囲が本種により置換された河川が複数存在し (鷹見ほか, 2002 ; Hasegawa et al., 2012) , これもまた、競争による悪影響だということが分かっている (Hasegawa and Maekawa, 2006) . また、本種はイwana属魚類との交雑例も知られることから、遺伝子浸透の恐れも示唆される (Taylor et al., 1984) .</p> <p>これら2種は回遊型が確認されており、海洋を通じた分布域拡大も懸念される (Arai et al., 2002) . そのため、現在これらが確認されている河川での駆除活動も積極的に行うべきだ。</p> <p>在来種を守ることは、生態系サービスの享受、その中でも特に遺伝子資源という点から考えると、その重要性は高い。生物には地域ごとに長い年月をかけて蓄積された目には見えない遺伝的差異がある。これらは、生物進化の解明や良質な品種の作成、そして新薬の開発など、有用な研究の対象となる例も多い。もちろん全ての個体群が今すぐ役に立つとは限らない。だからこそ、世界中の様々な生物個体群がそれぞれ潜在的価値を持っていると考えられる。失ってしまったら2度と元には戻らないこの世に唯一無二の財産を大切に守るべきだ。</p> <p>以上の理由により、産業管理外来種ニジマス・ブラウントラウトの取り扱いを厳重に規制することが必要であると考えられる。放流を禁止されてもなお、人為によるとしか考えられない分布の拡大が起こったオオクチバスやコクチバスの例を考慮すれば、放流の自粛要請だけでは足りないだろう。本来ならば特定外来生物へ指定するのが理想だ。世界および日本ワースト外来種100の両方に含まれながら、特定外来種ではないのはこの2種のみである。国際的にも警戒されているのに、日本でこの2種を特定外来種に指定しないのは、この国の生物多様性保全に対する姿勢を疑う。このままでは、貴庁が掲げる持続的な資源利用という理念にも反しているのではないか。</p> <p>最後に、これらへの回答を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系への悪影響が客観的に示されていながら、放流や移植を禁止しないのはなぜか。 ・仮に内水面漁業者や遊漁者に配慮しているとして、日本ひいては世界の財産である生態系を損ねても構わないと考えているのか。 ・管理指針案の3の(1)にある、「生物多様性の保全上重要な水域」とは具体的にどのような場所か。 	<p>ったものであると考えています。</p> <p>なお、ご意見にある「生物多様性の保全上重要な水域」とは、水産動植物の保護培養等を図る観点から、在来種が生息する水域への分布拡大による食害、競合及び交雑を防ぐ必要がある場合等を想定していません。このような趣旨が明確になるよう指針に追記することと致します。</p>
<p>41 生物多様性の保全と持続的な利用は、それがもたらす多様な生態系サービスゆえに、私たちの存続のために不可欠な重要課題となっています。魚類は水域生態系の最重要の構成要素のひとつであり、私たち日本魚類学会およびその会員は、水域生態系が育む生物多様性の保全・利用が将来にわたり適切に図られるよう、魚類を対象とした研究・調査、普及・啓発等の</p>	<p>ニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトが、水産業のみならず地域経済の活性化に広く貢献している現状を踏まえれば、現時点では適当な代替種は存在せず、直ぐに利用を控えることは困難と考えます。ご意見にある代替種の開発や利用量の抑制は今後の課題であると認識しています。</p>

諸活動に努めています。

このたび、貴庁により産業管理外来種の管理指針（以下、「管理指針」と略記。）が策定されることは、2015年に策定された「外来種被害防止行動計画」（以下、「行動計画」）に沿って、水産業という産業における資源として魚類を利用する立場から、行動計画と同時に公表された「生態系被害防止外来種リスト」（以下、「外来種リスト」）において「産業管理外来種」と評価された3魚種の管理の方向性を提示するものであると、私たちは受け止めております。

本要望書では、このたび示された管理指針に対して学術的見地から配慮すべき事柄に基づいた要望を述べます。遊漁、養殖を所管する貴庁が策定するこの管理指針が、産業管理外来種からの受益者だけでなく、その侵略的影響がもたらす生態系サービスの劣化という被害を受けるおそれのある、受益者以外のさらに多くの国民に対しても配慮し、受益者が応分の社会的責任を果たすべき方向性が示されるよう、より踏み込んだ内容となりますことを期待します。

1. 産業管理外来種に関する基本的な考え方

産業管理外来種は、産業における有効利用がありながらも、非在来域に侵入した際の侵略的影響が科学的に示されているため、管理指針においても、「すぐに利用を控えることが困難な場合」であっても「利用量の抑制する方法の採用」等の「検討」が必要であるとの「基本認識」がなされています。すなわち、産業管理外来種は産業利用の実態を考慮しても、基本的にはその利用をできる限り抑制していくことが求められている外来種です。したがって、その産業利用は当面の経済的措置を考慮するとしても、やむを得ないものに限定されるべきであり、生息水域の拡大につながる新しい水域への導入を行わず、不可抗力的なものを含め逸出の可能性を最大限低減させる対策を採るなど、当該種の侵略的影響を緩和する措置を講ずることこそが、利用者に対して受益者負担として求められる社会的責務であるとの認識を十分に喚起すべく、管理指針においても明確に書き記すよう要望します。

2. 当該3種の取り扱い

管理指針では、産業管理外来種とされているニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの3種が「ニジマス等」としてまとめて扱われています。しかし、管理指針の策定に際して貴庁が実施したとされる「都道府県や研究機関等の協力を得て、生物学的及び社会経済的な調査」から得られた「分布や再生産の状況、産業利用の実態等に関する新しい知見」については、管理指針において具体的に言及されていませんが、これら3種の漁業権漁場数、生息水系数、養殖・生産量などの実態が種によって大きく異なっていることを示す内容であったものと推測します。産業管理外来種としての基本的対応は「ニジマス等」の3種に共通する部分もありますが、「利用上の留意事項」にある『これ以上の分布拡大をしない』に沿った管理とする必要がある』ことに鑑み、管理指針においても3種それぞれの実情に応じた対応が必要で、個別に明記することを要望します。

本指針は、そのようなことを踏まえつつ、これら水産分野の産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考えについて、内水面漁業の振興にも配慮しつつ、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」を踏まえて整理したものです。

この中で、遊漁者による公有水面での放流は原則として自粛することを求めるとともに、都道府県等に対して必要に応じて内水面漁業調整規則等により産業管理外来種の移植を禁止する等の措置を講じるよう求めていくこととしています。

また、施設管理者等に対しては養殖場や管理釣り場などからの逸出防止対策を求めることとしました。今後、これら3魚種と特に関わりの深い主体と協力して、産業管理外来種の正しい管理が普及するよう取り組む所存であり、係る意識を明確にするため、産業管理外来種に関わる者としての役割を喚起する旨の記述を追記することと致します。

「公的規制により対応」につきましては、今般、都道府県や研究機関等の協力を得て分布状況等の調査を実施したところ、ブラウントラウトに関しては、第5種共同漁業権に基づく放流がない地域での分布確認、交雑種の確認等の報告が見られました。こうした実態を踏まえ、本指針では、漁協が増殖行為として放流を行う際は、分布や再生産、交雑の有無等に関する情報の収集に努めていただきたいと考えております。また、無秩序な放流防止の観点から、遊漁関係者が放流する場合の考え方を整理したところです。

今後、産業管理外来種の分布や生態等に関する知見の更なる集積を行いつつ、一方で、現在、既に都道府県において、分布拡大の防止が喫緊の課題と判断される水域にあっては、公的規制（内水面漁業調整規則等）による移植の禁止等の導入の検討を積極的に進めていくことが重要と考えており、本指針を踏まえ、都道府県に対して求めていくこととしています。

なお、ニジマス、ブラウントラウト及びレイクトラウトについて個別に明記してはどうかのご意見につきましては、これら3魚種では分布や再生産の状況、産業利用の実態等が異なりますが、第5種共同漁業権の対象種であること、養殖業に活用されていること、遊漁対象種として高い人気を得ていること等産業利用の基礎的構造は共通しています。また、魚種によっては当事者が重複している実態もあります。このような事情を考慮すると、魚種毎に個別に記載することとした場合、各事項が輻輳して混乱が生じる恐れが考えられますので、これら魚種の利用や管理に関わる主体に着目して記載することとしたところです。

3. 産業による管理の限界

管理指針の「遊漁関係者」の項には、「原則として、公有水面における産業管理外来種の放流は自粛する」、「管理釣り場の管理者及び経営者は」「私的放流の端緒となる蓋然性の高い生体が持ち出されることがないよう適切な措置を講ずる」と記述されており、遊漁関係者による私的放流が不適切な行為として想定されています。

実際、特にブラウントラウトは、生息水系の数（50水系以上）は漁業権漁場の数（5件）と比較してはるかに多く、その増加傾向は近年も全国規模で続いています。この傾向は主として私的放流によるものと推測されており、過去に特定外来生物に指定されたオオクチバスを想起させる状況です。また、レイクトラウトも海外での侵略的影響が知られ、生息水域が中禅寺湖に限定されている現在、当該水域に封じ込めることが必要です。

こうした現状に鑑み、ブラウントラウトとレイクトラウトに対しては、産業関係者には新たな水系へのこの2種の導入やそれを行う可能性のある関係者への譲渡を厳しく制限するなどにより、生息水系をこれ以上増やさない対策を採る必要があります。さらに、産業関係者によるこうした自主的管理に任せるだけでなく、私的放流が厳しく禁止される特定外来生物への指定など「公的規制による対応」が必要な状況にあるとの認識に立ち、望ましい規制についても検討するよう要望します。（なお、オオクチバスの例に照らし合わせても、特定外来生物への指定が、現在の公的経緯に基づく受益者である漁業権漁場関係者の生業の維持としての権益を著しく侵害することにはなりません。）

4. ニジマスへの対応

ブラウントラウト・レイクトラウトと比較して、ニジマスは産業利用の歴史が古く、養殖業や漁協経営に携わる主体の数もはるかに多い状況にあります。その一方で、特に北海道での生息水系数の増加が主として私的放流によるものであると推測されるほか、かつては定着が難しいと考えられていた本州でも定着する事例が相次いで報告され、さらに在来のサケ科魚類等への侵略的影響の存在を実証する研究事例も蓄積されつつあります。

産業としての歴史が古くその規模が著しく大きいゆえに、産業振興の立場からはニジマスに対しては規制強化が躊躇される事情があるものと推察します。しかし、ニジマスがわが国の河川生態系に侵略的影響を及ぼすおそれがあるという事実は、産業利用の有無やその歴史の長さとは無関係な属性です。しかも、産業利用の規模が大きくなるほど、受益者にはその侵略的影響を軽減・縮小するための責任とそれを果たすべき具体的な対応がより一層求められます。このことは、公害をはじめとする環境問題への対応として、他の業種において産業活動がもたらす副次的悪影響を軽減するために、その受益者が取り組んできた歴史を見れば明白です。ニジマスを産業利用するにあたって副次的な負の影響を新たに拡大させないために、放流実績のない水系や本種が定着していない水系への新たな導入については原則禁止するとともに、放流については放流個体数の減少や、他種（在来種の在来個体群が理想）への切り替え、養殖については施設からの逸出可能性を低下させる仕様設計の確立とその採用など、現状を少しでも改善する方向での、受益者負担による対応が求められ、管理指針において

もより強調することを要望します。

5. 公的規制による対応

産業管理外来種に選定されたニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの3種は、侵略的影響またはそのおそれがある外来種でありながら、産業利用が行われており、特にニジマスとブラウントラウトは私的放流による生息水域の拡大が継続しています。人気のある遊漁対象種が私的放流により分布を拡大している事実は、まさに1970年代から1980年代にかけてオオクチバス、ブルーギルにみられた状況と軌を一にするものです。ニジマスとブラウントラウトは両種とも、私的放流の横行や海を通じての自力での分布拡大などを考えると、全国規模での対策としては産業管理における取組だけでは不十分であり、かつてオオクチバスやブルーギルに対して実施されたように、貴庁から都道府県の漁業調整規則により私的放流を阻止するよう指導・通達を行うなどの公的規制による対応が実施されるよう要望します。なお、公的規制として、魚類以外で唯一、産業管理外来種とされた動物のセイヨウオオマルハナバチでは、外来生物法の特定外来生物に指定され、受益者の負担による適切かつ厳重な管理が徹底されて産業利用が継続していることは、現在、産業管理外来種とされている魚類3種の管理方針を検討する上で参考になると思われま

42

1. 基本的な考え方について

本項目17行目に「引き続き検討を続けていきつつ、その利用に当たっては(略)に沿った管理とする必要がある」とある。この文については、「検討を続けた結果、外来種被害防止行動計画記載の利用量抑制策や代替策が得られた場合には、その利用を推進すること」(記載Aとする)を明記したうえで、「やむを得ず「これ以上の分布拡大をしない」管理を行う必要がある」と記載することが、外来種被害防止行動計画に記載される「すぐに利用を控えること」の担保になると考えられるので、上記の記載Aを明記すべきと思います。また、記載しない理由は何かあるのでしょうか。

2. 主な主体の役割と具体的な取組について

本管理指針は、都道府県等の自治体や漁業協同組合等が産業管理外来魚に適切に対応する際の拠り所になる大変重要な文書になると認識しております。その重要性から、下記について検討、反映いただくことを提案いたします。

(1) 漁業協同組合に関して

第5種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合には対象魚種の増殖義務が課せられ、実質、対象魚種の放流によって義務を果たす場合がほとんどと思われま

しかし、外来種行動計画では産業管理外来種の利用量は抑制する方法を採用すべきことが記されていることから、産業管理外来種の利用量の維持・増殖を促す必要はないと思われま

そこで、経営的に厳しいことの多い内水面漁協にとっても有意義と思われる対応として、産業管理外来種が第5種共同漁業権に含まれる場合、例外的に増殖行為の義務を除外する(放流による増殖を求めない)ことを検

「基本的な考え方」につきまして、利用量の抑制や代替性の有無などの管理のあり方については、行動計画に基づいて、引き続き検討していくこととしています。

他方で、水産分野における産業管理外来種の利用等の現状を踏まえれば、現時点では適当な代替性等は存在しない実態にあり、本指針では、産業管理外来種の管理において、特に関わりの深い主体による取組の基本的な考え方について整理したところです。このような産業管理外来種を巡る状況が明確になるよう追記することと致します。

「漁業協同組合」につきましては、水産分野における産業管理外来種は、増殖義務を伴う第5種共同漁業権の対象種として利用されている実態を踏まえて検討されてきた経緯にあります。従って、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の「利用上の留意事項」に照らし、第5種共同漁業権対象種として増殖しつつ、増殖行為が現状の利用を確保するもの以上となり分布が拡大することにならないよう、漁業権の運用において対処すべきものと考えています。

その上で、漁業法上、第5種共同漁業の免許を受けた漁協は漁業権対象種となっている魚種を増殖しなければなりませんので、増殖義務の除外や他魚種での代替はできません。このため、第5種共同漁業の免許を受け対象魚種の増殖義務が課せられた漁協が放流する場合には、在来種の繁殖保護に留意しつつ実施することとしております。さらに、本指針では、これ以上の分布拡大をしないような取組を検討していくため、漁協は都道府県等と協力して、分布や再生産の状況、漁業

討すべきと考えます。

一方で、代替は類似した生息環境を利用する在来種であるヤマメやイワナ等でしか想定されないことから、これらの増殖を果たず（放流・再生産支援）ことで産業管理外来種の増殖義務を果たすことを認める対応も妥当と考えます。

この2点を認めない理由はどこにも見当たらないと考えます。

また、貴庁はニジマスやブラウントラウトに関しては生息域の拡大や在来種との交雑能力を潜在的に有している実態があると認識されておられるので、これら魚類の放流を増殖義務として漁業協同組合が実施するのであれば、管轄漁業権区域外への流出（移動）を防ぐ手立てを講じる旨、管理指針に明記すべきと考えます。

（1）養殖業者に関して

概ね求めている事項は妥当と理解できますが、養殖業者の取引先と連携し産業管理外来種の生息域の拡大を防ぐ体制を構築することも相互監視、相互連携の視点で有効と思われます。養殖業者が行う商取引において、産業管理外来種の適切飼育を推進するため、管理釣り場等取引先における逸出防止対策の確認を養殖業者が取るよう管理指針に明記してはいかがでしょうか。

（2）遊漁関係者の項目中、管理釣り場の管理者および経営者に関して

特定外来生物を管理釣り場で利用する場合、自然界への逸出は防ぐべき事項ですが、産業管理外来種についても、外来種被害防止行動計画において分布域の拡大は防ぐ必要があるとされていることから、公有水面以外で利用している場合であっても、排水が公有水面に至る場合は何らかの事情で産業管理外来種が公有水面（自然界）に逸出するおそれがあることから、その利用にあたっては特定外来生物と同じく下流等への逸出防止策がとられるべきと考え、その明記が必要と思います。

（3）都道府県

都道府県担当者が当該事項の相談を受ける場合、本指針が根拠になると想定されます。したがって、指導・監督の際に何を確認すべきかを明確にしておくことが望ましいと考えます。現指針案では「他の水産資源等に与える影響等地域の実情に応じて」と記されていますが、あいまいな部分もあるかと思しますので、「外来種被害防止行動計画等各種ガイドラインに沿っているか」などチェック項目を明記いただくことを期待します。

また、本案には記載がありませんが、近年、水産業界との関係は薄いと思われる市町村や観光協会が地域振興を目的として魚類等を放流する事例が問題視される場合が散見されると思います。そのため、本指針では、市町村や観光協会等が産業管理外来種の放流を望む際にどうすべきか、また相談を受けるであろう都道府県がどう対応すべきかを本指針で明確にさせていただくことを望みます。

●全体構成について

項目2の記載は、産業管理外来種の既存の関係者・利用者に対するものと思われ、同じく項目3も既存の関係者に対する内容と思われ。一方、項目4は新たな利用の取扱について記載しております。そこで、例え

権漁場からの移動や交雑の有無等の情報の収集に努めていただきたいと考えています。

「養殖業者に関して」につきましては、産業管理外来種を扱う養殖業者や管理釣り場の経営者等は、特に、当該施設が公有水面に接続している場合には、自身が管理する施設から産業管理外来種が逸出することがないように努めていただく必要があると考えています。また、これらの施設から持ち出し（販売を含む）は、私的放流に利用される可能性があります。本指針では、このような観点から、産業管理外来種の逸出防止について記載しています。

ご意見のうち（1）養殖業者に関して、逸出防止対策に関する養殖業者の取組については、その旨が明確になるよう追記することと致します。なお、産業管理外来種は特定外来生物ではありませんので、それぞれに係る逸出防止対策はおのずと異なるものと考えています。

「都道府県」につきましては、産業管理外来種の管理上、都道府県の役割は重要であり、本指針案においても都道府県の果たす役割を明記しているところです。本指針を踏まえ、都道府県において適切に対応されるよう、十分な周知を図ってまいります。

ご意見にあるような市町村や観光協会による第5種共同漁業権に基づかない形で行われてきている放流等につきましては、遊漁関係者の項目で記載しているとおおり、その利用の継続に関して地元都道府県等に相談していただくよう整理しています。このような個別ケースに都道府県がどのように対応するかについて、ご意見のような「チェック項目」の作成も含め、今後、都道府県と相談していきたいと考えています。

「全体構成」につきましては、2. は、ご意見のとおり既存の利用を念頭にした書きぶりですが、「以下に示す取組のほか」として利用や管理に関する適切な理解と必要な情報の共有など、産業管理外来種について関係機関の連携など各主体による取組の基本的な考え方を示し、現状から将来に至る幅広い書きぶりとしています。3. 公的規制による対応は、都道府県や内水面漁場管理委員会が主体的に取り組むべきものですが、ご意見のように2（3）に含めることは、前述の2. の趣旨に照らし適当ではないと考えています。

	ば項目 2 を既存利用の取扱いという項目名として現項目 4 と並び立つように整理し、現在の項目 3 は項目 2 (3) の 4 として委員会指示の発出等について整理すると、わかりやすいと思うのですがいかがでしょうか。	
43	よいのではないかとされた。	指針案に対する御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。
44	レイクトラウトの唯一の生息地である中禅寺湖からの逸出を防ぐために、現在施行されている中禅寺湖漁協のキャッチ&リリースの規則及び管理をそのままレイクトラウト、ブラウントラウト、ニジマスには継続して適応していくべきである。	指針案に対する御意見として承りました。今後の施策の参考とさせていただきます。